医療法人社団 福寿会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図るとともに、女性が活躍できる雇用環境の 整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日
- 2. 内容

【次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画】

目標 「子の看護休暇」制度の充実を図る。

子の対象年齢を小学校3年次が終了するまでとする。 時間単位(取得の弾力化)での取得を認める。

<対策>

- ●令和2年4月~子の看護休暇の取得状況の現状を把握する。
- ●令和2年5月~職員への周知及び子の看護休暇対象者となる若手職員の積極的 募集を検討する。
- ●令和2年6月~年度ごとに取得実績を掲示する。

目標 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指す。

制度の内容について職員への周知を図り、取得しやすい職場環境を醸成する。職員への啓蒙と互換性のある職場づくりを進める。

<対策>

- ●令和6年6月~やまぐち"とも×いく"応援企業の登録を受ける。
- ●令和6年7月~制度に関するパンフレットや研修等を通じ、周知を図るとともに 育休取得に向けた理解の促進を図る。
- ●令和6年9月~職場ごとに休業者の業務カバー体制について検討する。(代務要員の確保、業務体制の見直し、複数担当制など)

【女性活躍推進法に基づく行動計画】

目標 年次有給休暇の平均取得率を55%以上とする。

有給休暇取得促進策として導入した「アニバーサリー休暇」の定着を図る。 職員への啓蒙と互換性のある職場づくりを進める。

<対策>

- ●令和2年4月~年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- ●令和2年4月~職員の「アニバーサリー休暇」取得予定を職場ごとで決定する。
- ●令和2年5月~職場ごとの適正人員及び職員採用計画を検討する。
- ●令和2年5月~職員研修や資格取得支援の充実について検討する。
- ●令和2年7月~職場ごとの取得実績を定期的に比較掲載する。